

# ほろにかが

平成30年7月17日  
全国卸売酒販組合中央会

## 「酒税法改正から一年」

名古屋支部長 盛田 宏

昨年の酒税法等改正による公正取引基準にもとづいた価格改訂から、6月で一年が経過しました。一部足並みが揃わず帳合変更も見られましたが、ほとんどの卸で増益となり、少しは適正利益に近づいたのではないかと思います。今後この利益を維持拡大することが何より重要です。国税ご当局のより一層のご指導を心よりお願い致します。

取引状況実態調査事例の公表により問題先や問題点を明らかにして頂くことによりコスト算定方法も明確になり、卸としても対応し易くなるでしょう。

また、今後卸にとって必要なのは卸機能の向上、特に提案力の強化によって価格競争から脱皮し、付加価値の取れる商売に転換することです。近代化事業の一環で人材育成や商品知識向上の研修を各地で実施しておりますが、これをより進めること等も重要です。

一方、物流費等のコストアップ対策も必須です。配車、庫内作業等の見直しにより地道にコストを削減することが重要です。これまでの過剰サービスを見直すため、得意先の協力を仰ぐことも含め業界全体で物流費削減に取り組むべきと思います。運転手等の物流人材を確保する為の労働環境整備も必要です。共同物流の事例も総合企画委員会で紹介できるよう計画しております。

この一年で折角増えた利益をコストアップで消してしまわない様に最大限に努力しなければなりません。

酒類の特殊性を常に念頭に置き、不退転の決意で適正価格での商売を継続する事が業界の発展につながりますので皆様のご理解ご協力をお願い致します。